

理事長									
石橋	吉田	三浦	保信						

様式 2-2 (第 7 条第 1 項関係)

監査報告 (決算監査)

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における、理事の職務の執行状況について行った監査の結果は下記のとおりです。

記

1 監査の方法

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の取集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況について調査を行って、当該会計年度に係る事業報告等 (事業報告及びその附属明細書) 及び財産目録の内容について検証を行った。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類 (計算書類及びその附属明細書) 及び財産目録の内容についても検証を行った。

2 監査実施期間

- 事業報告及びその附属明細書に関する監査  
令和元年 5 月 17 日、20 日、24 日
- 計算書類、財産目録その附属明細書に関する監査  
令和元年 5 月 17 日、20 日、24 日

3 監事の意見

- 事業報告及びその附属明細書に関する意見  
法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 計算書類及びその附属明細書に関する意見  
計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。
- 理事による不正の行為又は法令等に違反する行為の有無  
不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 個別事項に関する意見  
別表のとおりです。

4 附属資料

監事監査チェックリストの写 (会計管理編：前年度継続)

令和元年 5 月 24 日

監事 宅和 保信 (印)  
監事 三浦 義和 (印)

## 別表

事項	項目	監事意見
業務管理	定款	概ね適正
	評議員	概ね適正
	理事	概ね適正
	理事長、業務執行理事	概ね適正
	理事会	概ね適正
	監事	概ね適正
	会計監査人	非該当
	報酬等	概ね適正
	役員研修	概ね適正
	権利擁護	概ね適正
	苦情解決	概ね適正
	個人（特定）情報保護	概ね適正
	事故対応	概ね適正
	防災対策	概ね適正
	事業一般	概ね適正
	社会福祉事業	概ね適正
	公益事業	概ね適正
	収益事業	非該当
	人事管理	概ね適正
	内部管理	概ね適正
労務環境	概ね適正	
職員研修	概ね適正	
その他		
会計管理	資産管理	概ね適正
	予算	概ね適正
	経理体制	統括会計責任者の設置が望ましい。
	会計帳簿	概ね適正
	計算書類等	概ね適正
	出納	概ね適正
	会計処理（資産・負債）	概ね適正
	会計処理（収益・費用）	概ね適正
	内部取引	概ね適正
	預貯金	概ね適正
	徴収不能額	概ね適正
	有価証券	対象なし
	棚卸資産	対象ない

事項	項目	監事意見
会計管理	経過勘定	概ね適正
	固定資産	概ね適正
	借入金	概ね適正
	債権債務の状況	概ね適正
	リース取引	対象なし
	引当金	概ね適正
	基本金	概ね適正
	決算	概ね適正
	内部監査	実施検討中
	預り金	概ね適正
	運営費等の使途制限	概ね適正
	国庫補助金等特別積立金	概ね適正
	その他の積立金	概ね適正
	補助金	概ね適正
	寄附金	概ね適正
	共通支出の配分	概ね適正
	整合性	概ね適正
	計算書類等の注記	概ね適正
	契約	概ね適正
	その他	

(注) 監事意見欄は、監事監査チェックリストによる確認結果に基づき、区分ごとに「適正である」「概ね適正である」「〇〇の処理が、〇〇となっており、〇〇規程〇〇条に違反しているのでは是正されたい。」(是正又は改善を要する点は具体的に記載)等の意見を記載する。

## 個別事項

### 1、弥栄苑（新館）の入退所間空床日数を短縮する取り組み強化について

事業報告書に記載されているとおり、新館の入居率の低下による減収で赤字決算となり、計画に対する実績はシラックと厳しい評価がなされている。入所率の低下をもたらした理由として、入所者の入院に至るケースが多数であったことや入退所間の空床期間が増加したことが挙げられている。

今年度決算を見ると、今後の法人全体の経営に影響を及ぼす事態となりかねないので、理事会は法人の重要課題と認識され、特に入退所間空床日数を短縮する取り組みについての関与を深め対策強化を進めることが必要と考える。